

安全衛生法の未来学構想委員会 規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という。）の定款第46条第1項第5号に基づく特命委員会として設置された、安全衛生法の未来学構想委員会（以下、「委員会」という。）について、定款第46条第3項に基づき、その組織・運営等に関する基本的事項を定める。

(役割)

第2条 この委員会は、定款第46条第1項第5号に基づき設置された特命委員会として、定款第4条に定める目的を達成するため、25年後の産業と労働、労働安全衛生、産業保健法の役割について検討する。検討にあたっては、学会の実施する研究事業との連携を図る。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 25年後の産業と労働、労働安全衛生、産業保健法の役割の調査、検討
- 二 前号の調査、検討結果を踏まえた報告書作成 及び情報発信

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名 をもって構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、正会員の中から、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 3 委員は、理事会の承認のもと、委員長が委嘱する。
- 4 委員長は、委員の中から、委員会の日常的な運営業務を担う主幹を若干名委嘱することができる。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会を主宰し、次の事項を統括する。

- 一 第3条第1号に基づき、25年後の産業と労働、労働安全衛生、産業保健法の役割について調査、検討を行い、報告書を作成すること
- 二 第3条第2号に基づき、政策提言及び情報発信を行うこと
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(設置期間)

第6条 本委員会の設置期間及び委員長、副委員長及び委員の任期は、令和7年3月末日までとする。

- 2 委員の欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長または同人が指名した者が議長となる。

- 2 委員会には、第2条の研究事業の関係者のうち委員長が指名する者の出席を求めるものとする。